

（病院事業の設置）

第 1 条 市民の健康保持に必要な医療及び介護を提供するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 4 条及び国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 2 項の規定により、病院事業を設置する。

（施設の名称及び位置）

第 2 条 病院事業を行う施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（経営の基本）

第 3 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、別表第 2 のとおりとする。

3 病床数は、別表第 3 のとおりとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が、2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（不動産の信託の場合を除き、土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第 6 条 法第 34 条の 2 ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び公金の支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第 7 条 病院事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 100 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 50 万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第 8 条 市長は、病院事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月

1 日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目8番地
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区小高字金谷前84番地

別表第2（第3条関係）

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リマウチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
南相馬市立小高病院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科

別表第3（第3条関係）

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 170床 特例救急病床 10床 特例リハビリテーション病床 50床
南相馬市立小高病院	一般病床 48床 療養病床 51床

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。